

第一九七回

参第三九号

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条の三を削る。

第百四十八条第一項中「（第百三十八条の三の規定を除く。）」を削り、「掲載するの」を「掲載する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「歪曲して」を「ゆがめて」に改める。

第百五十一条の三中「（第百三十八条の三の規定を除く。）」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第二百四十二条の二を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（漁業法の一部改正）
- 3 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十四条中「、第二百四十二条の二」を削る。

理 由

人気投票の経過又は結果の公表を解禁する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。